

資料1-9

生活保護担当ケースワーカー・アンケート調査票

このアンケート調査は、厚生労働科学研究費の配分を受けて、困窮母子世帯の自立支援に関する研究の一環として、生活保護世帯を担当されているケースワーカーを対象として行うものです。

構造的不況のもとで生活保護を受ける方々が増加しておりますが、ここでは、子どもを養育しながら自立をめざす母子世帯への支援のあり方に焦点を当てて研究を進めたいと考えております。そのためにも、日頃、自立支援に携わっていらっしゃるケースワーカーの皆様のご意見を伺うことは必要不可欠であると考え、お忙しい中ご協力をお願いする次第です。

個人のお名前をお伺いすることはありませんし、アンケートの結果は統計的に処理し研究目的にのみ使用いたします。こみ入ったことをお伺いいたしますが、趣旨をお汲み取りいただき、ご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

プロジェクト研究責任者

法政大学現代福祉学部

杉村 宏

TEL&FAX 042-783-2851

0 最初に、あなたご自身のことについてお伺いします

0-1 あなたの性別は ① 男性 ② 女性

0-2 あなたの年齢は () 歳

0-3 あなたご自身の社会福祉職としての養成経歴は

- ① 福祉系大学・短大等で養成を受けた ② 福祉系高校・専門学校等で養成を受けた
③ 社会福祉主事資格認定講習で養成を受けた ④ 3科目主事資格があったが、主事講習を受けた
⑤ 3科目主事であったので、主事講習は受けなかった ⑥ その他 ()

0-4 生活保護CWとしての通算経験年数は () 年 () ケ月

0-5 生活保護初任者研修は ① 受けた ② まだ受けていないが受ける予定
③ 受けなかった ④ その他 ()

0-6 生活保護に関連する外部研修の参加回数は () 回

0-7 あなたの入職以降の職場配置転換回数は () 回

0-8 生活保護世帯担当数(調査月の1日現在) () 世帯

0-9 担当世帯の類型別世帯数(調査月の1日現在)

高齢者世帯 () 世帯 ;
母子世帯 () 世帯
傷病・障害 () 世帯
その他世帯 () 世帯

1 生活保護受給母子世帯(以下、生保母子世帯という)の自立助長に関する留意点について、お伺いします。

1-1 生保母子世帯の処遇方針の決定にあたって、どのようなことを優先して考えますか。最優先するものに◎、次に優先するものに○をつけてください。

- ① 母親の就労支援 ② 母親の物心両面の負担軽減 ③ 良好な親子関係の維持
④ 子どもの就学支援 ⑤ 子どもの交友関係指導 ⑥ 子どもの進路指導
⑦ その他(具体的に)

1-2 訪問調査でもっとも留意することは何ですか。一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 母親の就労状況 ② 暮しぶりの確認 ③ 子どもとの面接 ④ 近隣関係 ⑤ 前夫や異性の関係
⑥ その他(具体的に)

1-3-1 他の生活保護受給世帯比べて、生保母子世帯に対する訪問活動や相談への対応はできていると感じていますか。

- ① 十分にできている ② だいたいできている ③ あまりできていない ④ まったくできていない
⑤ その他(具体的に)

1-3-2 (1-3-1で③・④と答えた方に)できていない理由は何ですか。次の理由から一つだけ選んでください。

- ① 新規ケースなど他の仕事に追われて手が回らない ② 他の世帯に比べて就労指導が難しい
③ 他の世帯に比べて訪問調査が難しい ④ 他の世帯に比べて育児・教育などの指導が難しい
⑤ その他()

1-4 お金の使い方など家計管理に関することについて、指導・援助をすることはありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他()

1-5-1 就労や求職活動などについて、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他()

1-5-2 生保母子世帯の場合、就労指導で留意することはどのようなことですか、次のうち一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 母親の健康など稼働能力の評価 ② 子どもの育児・家庭教育など子どもへの影響評価
③ いわゆる「夜の仕事」など、職務の評価 ④ 就労日数や稼働収入の評価
⑤ その他()

1-6 健康保持や療養について、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他()

1-7-1 前夫に関することで、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他 ()

1-7-2 前夫に関する指導・援助をする場合に留意することはどのようなことですか、次のうち一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 子どもの親としての権利・義務の評価 ② 養育費・慰謝料等の援助関係の評価
③ 近隣の風評などの影響評価 ④ その他 ()

1-8-1 (前夫以外の)異性関係について、指導・援助をすることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他 ()

1-8-2 異性関係について指導・援助する場合に留意することはどのようなことですか、次のうち一番留意するものに◎、次に留意するものに○をつけてください。

- ① 再婚等による自立可能性の評価 ② 収入などの援助関係の評価 ③ 近隣の風評などの影響評価
④ その他 ()

1-9-1 生保母子世帯への指導・援助について、民生委員との連携や他の専門職から支援等を受けることがありますか

- ① 必要のある世帯については積極的に行う ② 必要があれば、ある程度行う ③ 基本的には行わない
④ その他 ()

1-9-2 連携をはかり支援を受ける場合に、頻繁に活用する職種を、次のうちから一つだけ選んでください。

- ① (査察指導員を含む)同僚のケースワーカー ② 民生委員・児童委員 ③ 主任児童委員
④ 母子相談員 ⑤ 児童福祉司 ⑥ 児童相談所相談員
⑦ その他 ()

II (生保母子世帯を含む)生活保護受給世帯の子どものケアと援助についてうかがいます。

2-1-1 あなたが担当している生活保護世帯で、15歳未満の子どもさんがいる世帯は何世帯ですか

()世帯

2-1-2 そのうち生保母子世帯は何世帯ですか

()世帯

2-2-1 あなたの担当世帯で、満15歳から25歳未満の子どもが同居している世帯は何世帯ですか

()世帯

2-2-2 そのうち生保母子世帯は何世帯ですか

()世帯

2-3-1 15歳未満の子どもさんがいる世帯で、子どもさんの現状や将来に心配なことがありますか

- ① いつもある ② 時々ある ③ ほとんどない

(コメントがあればお書きください)

2-3-2 15歳未満の子どもさんがいる世帯で、あなたが心配している子どもさんの問題は次のうちのどれですか、3つまで上げてください。

- ① 引きこもりによる不登校 ② いじめによる不登校 ③ 怠学による不登校 ④ 家庭内暴力
⑤ 非行問題 ⑥ その他 ()

2-4-1 15歳以上の子どもさんがいる世帯で、子どもさんの現状や将来に心配なことがありますか

- ① いつもある ② 時々ある ③ ほとんどない

(コメントがあればお書きください)

2-4-2 15歳以上の子どもさんがいる世帯で、あなたが心配している子どもさんの問題は次のうちのどれですか、3つまで上げてください。

- ① 引きこもりによる不登校 ② いじめによる不登校 ③ 怠学による不登校 ④ 家庭内暴力
⑤ 非行問題 ⑥ 退学後の不就労 ⑦ 定時制・単位制高校等への通学中の不就労
⑧ その他 ()

2-5-1 子どもの問題で、親に問題があると思うことがありますか

- ① いつもある ② 時々ある ③ ほとんどない

(コメントがあればお書きください)

2-5-2 あなたが心配している、子どもに関わる親の問題は次のうちのどれですか、3つまで上げてください。

- ① 子どもへの暴力・虐待 ② 子どもの健康問題の無視・無関心 ③ 健康以外の問題の無視・無関心
④ 子どもの放任、育児・子育ての放棄 ⑤ 子どもに対する就労の強制
⑥ その他 ()

2-6 親の世代で生活保護を受けたことが、子どもにも影響すると思いますか。

- ① だいたいの場合、相当影響があると思う ② ある程度はあると思う ③ ほとんどないと思う

(コメントがあればお書きください)

2-7-1 ケースワーカーは、生活保護世帯の子どもと接する必要があると思いますか

- ① だいたいのケースは接する必要があると思う ② ある程度は必要であると思う ③ 必要ないと思う

(コメントがあればお書きください)

2-7-2 あなたは、生活保護世帯の子どもと接することがありますか

- ① だいたいのケースは接している ② 必要のあるケースは接している ③ ほとんど接触はない

(コメントがあればお書きください)

2-7-3 あなたは、生活保護世帯の子どものことで学校等と接触したことがありますか

- ① かなりある ② 時々ある ③ ほとんどない ④ 必要を感じない

(コメントがあればお書きください)

2-8-1 生保母子世帯の子どもが、「引きこもり」や「いじめ」等の問題を抱えている場合、ケースワーカーとしてどのような機関・職種と連携する必要があるとお考えですか。次の中から3つまで○をつけてください。

- ① 学校 ② 福祉事務所 ③ 児童相談所 ④ 警察 ⑤ 医療機関
⑥ 教育相談機関 ⑦ 教員・学校カウンセラー ⑧ 母子相談員 ⑨ 民生委員・児童委員
⑩ 主任児童委員 ⑪ 当該世帯の親族 ⑫ 嘱託医 ⑬ 精神医療ケースワーカー
⑭ その他 ()

2-8-2 生保母子世帯の子どもが、「怠学」や「不就労」等の問題を抱えている場合、ケースワーカーとしてどのような機関・職種と連携する必要があるとお考えですか。次の中から3つまで○をつけてください。

- ① 学校 ② 福祉事務所 ③ 児童相談所 ④ 警察 ⑤ 医療機関
⑥ 教育相談機関 ⑦ 教員・学校カウンセラー ⑧ 母子相談員 ⑨ 民生委員・児童委員
⑩ 主任児童委員 ⑪ 当該世帯の親族 ⑫ 嘱託医 ⑬ 精神医療ケースワーカー
⑭ その他 ()

2-8-3 生保母子世帯の子どもが、「非行」や「虞犯」等の問題を抱えている場合、ケースワーカーとしてどのような機関・職種と連携する必要があるとお考えですか。次の中から3つまで○をつけてください。

- ① 学校 ② 福祉事務所 ③ 児童相談所 ④ 警察 ⑤ 医療機関
⑥ 教育相談機関 ⑦ 教員・学校カウンセラー ⑧ 母子相談員 ⑨ 民生委員・児童委員
⑩ 主任児童委員 ⑪ 当該世帯の親族 ⑫ 嘱託医 ⑬ 精神医療ケースワーカー
⑭ その他 ()

III 生保母子世帯に関する、ケースワーカーとしてのご意見をお伺いします

3-1 あなたが担当している生保母子世帯の離別理由について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 死別よりも生別の方が多い ② 死別と生別が半々である ③ 生別よりは死別が多い

3-2-1 あなたが担当している生保母子世帯の母親の結婚年齢について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 一般の結婚年齢よりかなり若い段階で結婚している人が多い ② 一般の人とほぼ同じの人が多い
③ 一般の人より年をとってから結婚している人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-2-2 あなたの担当している世帯の、結婚時の前夫の就業状況について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 常用で、安定した就労をしていた夫が多い ② 臨時やパートなど不安定な就労をしていた夫が多い
③ ほとんど就労していなかった夫が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-3-1 あなたの担当している生保母子世帯の母親の「人付き合い」などに関して次のうち最も近いのはどれですか

- ① 人付き合いのよい人が多い ② 人付き合いのよい人とよくない人が半々である
③ 人付き合いのよくない人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-3-2 あなたの担当している生保母子世帯の母親の健康管理について、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 健康管理の上手な人が多い ② 健康管理が上手な人と下手な人が半々である
③ 健康管理が下手な人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-3-3 あなたの担当している生保母子世帯の母親の家計管理に関して、次のうち最も近いのはどれですか

- ① 家計管理が上手な人が多い ③ 家計管理が上手な人と下手な人が半々である
③ 家計管理が下手な人が多い ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-4-1 あなたが担当している生保母子世帯の生活水準を、その世帯が居住している地域の生活水準と比べた場合、
次のうち最も近いのはどれですか

- ① 地域の生活水準より高い世帯が多い ② 同等程度の世帯が多い ③ 低い世帯が多い
④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-4-2 あなたが担当している生保母子世帯の生活水準は、生活保護を受けていない母子世帯の生活水準と比べた場合
次のうち最も近いのはどれですか。

- ① 高いと思う ② 同等程度と思う ③ 低いと思う ④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

3-4-3 あなたが担当している生保母子世帯の生活水準を、社会一般の生活水準と比べた場合、次のうち最も近いのは
どれですか

- ① 社会一般の生活水準より高い世帯が多い ② 同等程度の世帯が多い ③ 低い世帯が多い
④ 個別的で一概に言えない

(コメントがあればお書きください)

IV 最後に、あなたのケースワーカーとしての経験などについてお伺いします。

4-1 あなたは、生活保護のケースワーカーを希望しましたか

- ① 希望した ② 希望しなかった ③ その他(具体的に)

4-2 ケースワーカーの辞令を受け取ったときにどのように思われましたか

- ① よかったと思った ② 何事も経験と思った ③ 失望した

- ④ その他 ()

第2章 母子世帯と貧困・社会的排除

大岡 華子

(法政大学大学院人間社会研究科修士課程)

はじめに

近年失業問題の深刻化、所得の中断・減少、税・社会保険の増大など生活基盤を揺るがす事態の発生によって貧困に陥る人々が増加している。そのような問題に直面する人々は、かつては特定の諸階層に集中的にあらわれると言われていたが、バブル崩壊以降（欧米ではオイルショック以降）階層や職業を問わず、失業や不安定雇用の問題に直面するようになってきている。さらに社会保障・社会福祉制度が存在しているにもかかわらず、それが有効に機能しないまま一挙に困窮層に陥ってしまう人々や、長期間に渡って社会的に不利な状況におかれる人々が増えていっている。またそのような人々が抱える問題も多様になってきている。

このような状況は、(古典的な貧困と区別して)「現代的な貧困」と呼ばれ、1980年代半ば以降、ヨーロッパでは「ソーシャルエクスクルージョン(社会的排除)」という概念を用いて議論されるようになった。日本でも、2000年の「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書をきっかけにして、社会的排除やソーシャルインクルージョンについて議論されるようになってきている。

そこで、現代の社会福祉をめぐる状況を捉える際に、社会的排除という視点を用いることで、よりその状況が明らかにできるのではないかと仮説を立てた。なぜなら、社会的排除の視点は、問題の複合性や関係性に着目することできるという点に特徴があるからである。筆者は、その仮説をもとに、「社会的排除研究の到達点と展望」をテーマに日本における社会的排除の問題を検討した。(大岡, 2003)

その成果を用いながら本調査対象者である生活保護母子世帯を取り巻く状況を概観する。本論文では、「貧困児童」「母子世帯」「ひとり親家庭」「世代的再生産」「女性福祉」に関わる研究をレビューし、社会的排除の視点を用いてその問題状況を明らかにしたい。

1. 社会的排除とはなにか

(1) 社会的排除の定義と特徴

本題に入る前に、簡単にここで用いる「社会的排除」概念についてみておきたい。

「社会的排除」は、1980年代初め頃、若年失業者が社会保険のネットから落ちこぼれていることを問題にすることに端を発して、まずフランスで取り上げられ、1990年頃にEUで受け入れられるようになった概念である。

イギリスでは特に1997年以降にブレア政権によって取り上げられて日本でも注目されるようになった。イギリスの公的な研究機関である Social Exclusion Unit (以下 SEU) は、社会的排除を次のように定義した。

SEU の定義 (SEU HP)

「社会的排除は、人々や地域が、失業、低技術、低収入、貧しい住宅、高犯罪地区、好ましくない健康や家族崩壊のような連鎖のある問題の組み合わせを被っている時に生じうる事柄について表す、簡略な表現である。」

このような定義を参照すると、社会的排除概念は、古典的な貧困概念とは異なり、以下の4つの特徴を持っているとまとめることができる。

社会的排除の4つの特徴的視点

①複合的・多次的視点

個人や集団のもつ複数の困難な状況や不利な状況を捉えること、その複数の原因（要因）を捉えること。

②関係性への視点

制度間、機関間、排除の問題や原因間のつながりや隔たりを捉えること。ここでは特に個人や集団の制度とのつながり・排除や社会活動とのつながり・排除を捉えること。

③動的視点

「排除へのプロセス」や「不安定化」がそうであるが、具体的には、なぜ排除が生じたのかをたどることや、生まれや育ち（生活歴）を踏まえて排除を考えること。これからどのように進むべきか考えること。

④参加の視点

政策などを通じて、雇用や教育・訓練の場や社会活動へ加わること（再参入すること）。そのための機会を提供することを含む。

そのような特徴によって、より幅広い生活問題屋貧困問題を捉えることが可能になった。そして誰が何によって排除されているかが明瞭にされ、ホームレスや母子世帯など様々な問題が社会的排除概念を用いて説明されるようになった。

イギリスでは当初、サッチャー・メジャー政権期の「劇的な」不平等や失業や貧困者の増加に対する批判を込めて用いられたが、社会的排除について一般に合意された定義はなく、定義や把握方法についてあまり議論が行われていないという状況があった。加えて政策的論議のレベルでは、労働市場からの排除の問題が中心に議論され、賃労働への参加を促進することによって、福祉給付を削減すること（いわゆる Welfare to Work の動き）を説明するために使用されるという側面もあった。

（2）社会的排除と母子世帯

イギリスでは、若年者（特に失業者）の問題が深刻になり、その結果社会的排除研究とその対策は、そのような人々に焦点が当てられるようになった。具体的には、若年ホームレス、10代の妊娠・出産と未婚の母、薬物・アルコール依存、家族問題、低学歴、人種問題などの問題を抱えた人々であった。例えば、1991年、地方当局が公式的に受け入れたホームレスは、17万500世帯で、これらの40%は母子家族ホームレスであった（田澤 2002）。そのようなつながりの中で、母子世帯問題が取り上げられているが、それに加えて、イギリスでは1965年に設立された Child Poverty Action Group が、児童貧困に焦点を当てた研究や運動を行うなかで、その成果に基づいて、子どもの状況や社会的排除の状況について政策提言を行っている点で注目されている。

（3）社会的排除の構造

実際、社会的排除の視点をを用いるに当たって、セーフティネットの議論を参照しながら、社会的排除の構造として（図表 1-3 のように）3つの排除の構造に分けることで、より問題の状

況が明らかになるのではないかと考えた。

第1のレベルは、市場・家族レベル（労働市場と家族レベル）である。第2のレベルは、制度・地域レベル（社会保障・社会福祉制度と地域ネットワークレベル）である。第3のレベルは、生活保護レベル（ラストセーフティネットレベル）である。

そこでこれ以降では、この3つのレベルに分けて、母子世帯の抱える問題や状況を見ていくことにする。

2. 市場レベルでの排除

労働者家族の社会生活は、商品市場と労働市場に依存している。そこでは労働力を対価として賃金を得て、その収入によって生活財・サービスを商品として購入し、社会生活を営むことになる。市場は社会の中心であり、所得の面においても、サービス・消費の面でも大きな支え手となっている。実際、労働市場は、労働を通じて働いた分に相当する所得を提供するだけでなく、生きがい（働き甲斐）や職場を通じた人間関係（ネットワーク）を提供してきた。それゆえ市場への期待は大きい市場には多くのリスクが存在する。

このレベルにおいて具体的な排除の例として挙げられるのは、労働市場からの排除、失業・障害問題である。実際フランスで社会的排除のきっかけとなったのは、若年失業の問題であった。そしてヨーロッパでは社会的排除対策として、失業対策が中心に行われている。

（1）母子世帯と家計

はじめに、母子世帯と市場の問題を見ていくにあたって、母子世帯の家計の状況をみてみよう。収入は、多くの場合勤労収入であり、そこで得られた収入をもとに生活を営んでいるからである。そもそも家計については、古典的な貧困研究においても用いられてきたが、収入の高低をのみならず、生活スタイルを想定することができるため、ここで取り上げてみる。

ここでは平成14年度の国民生活基礎調査をもとに、母子世帯の状況をみてみることにする（表2-1）。年間の平均所得金額では、全世帯平均602万円、児童のいる世帯平均727万円に対し、母子世帯平均は244万円と児童のいる世帯と比較して3分の1程度の所得しか得ていない。また所得五分位階級では、母子世帯の52%が第I五分位、37%が第II五分位であり、9割近い母子世帯が第I・II五分位に位置している。これに対し、児童のいる世帯では、第I・II五分位には22%しか位置していない。また生活意識においても、母子世帯は、苦しいと感じている人々がほとんどを占めている。

また、（母子世帯に限らない）第I五分位階層の家計状況を見ると、金澤によれば、家計支出費目のなかで「平準化」していく費目が増えてきているが、小遣いを含めた諸雑費、設備修繕費、教育費、仕送り金、所得税その他税、土地家屋借金返済そして貯金のような費目の格差が依然として残っているという。今日の「受益者負担主義」の強調の下で、住宅や教育といった代表的「生活基盤」や将来の生活の維持安定という重要な生活条件・土台において節約・削減が迫られ、脆弱な基盤の上に生活している低所得者の状況が浮かび上がってくる。それに加え、小遣いなどの諸雑費においても、その「格差」が著しく、社会的人間関係の形成や余暇・文化生活に必要なと思われる費用の見えにくい所での節約・削減がみられるのも特徴の1つであることが明らかになっている（金澤1998）。

このような状況を見ると、かなりの母子世帯が所得の面で不利を負っていることが明らかに

なる。日本において母子世帯の母親の多くが働いていることから、仕事の場面で不利を負っていることが想定される。例えば、(子育てなどの制約や女性の常勤採用の少なさも) 非常勤やパートタイムなど不安定で低収入な仕事についていることも理由として挙げられるだろう。また、男女の賃金格差がいまだに解消されていないことや、出産・子育てなどで仕事を中断せざるを得ず勤続年数が短くなりがちであることも理由として挙げられるだろう。加えて、所得が少なければ、必然的に教育などにお金をそれほど支出できず、子どもの教育に影響を与えかねない。

表 2-1 母子世帯の家計の状況

		全世帯	母子世帯	児童のいる世帯
世帯数(千世帯)		46 005	670	12 797
全世帯に占める割合(%)		100.0	1.5	27.8
世帯主の平均年齢(歳)		53.2	39.2	44.5
平均世帯人員(人)		2.74	2.67	4.26
平均有業人員(人)		1.34	0.92	1.67
1 世帯当たり平均家計支出額(万円)		27.7	19.9	32.2
1 世帯当たり平均所得金額(万円)		602.0	243.5	727.2
構 成 割 合 (%)	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位	20.0	52.2	7.6
	第Ⅱ五分位	20.0	36.5	14.2
	第Ⅲ五分位	20.0	7.8	24.0
	第Ⅳ五分位	20.0	2.6	29.0
	第Ⅴ五分位	20.0	0.9	25.2
	生活意識	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	22.2	40.9	25.7
	やや苦しい	31.6	40.9	35.1
	普通	41.2	16.5	35.4
ややゆとりがある	4.4	1.7	3.4	
大変ゆとりがある	0.6	—	0.4	

注：「所得」については、平成 13 年中(1~12 月分)の状況である。

出典：平成 14 年度国民生活基礎調査(厚生労働省)

(2) 母親の抱える問題—就労・労働をめぐる

それでは、実際母子世帯や低所得世帯を取り巻く問題について考えてみよう。しばしば、欧米では、「母子世帯」の問題は、ネガティブな「福祉依存」—働かず福祉の給付を受けて(楽をして)いる—の問題と結び付けられる。けれども、日本では、母子世帯の母親の就労率は高

く(84%) (平成10年度全国母子世帯等の調査)、欧米ほど「福祉依存」と結びつけて議論されることはあまりない。そして、就労している母子世帯の母親の38.3%が、パートのような不安定で低賃金な仕事についている。特に離別母子世帯の場合は、86%が就労しており、ほとんど9割近い母親が働いている(平成10年度全国母子世帯等の調査)。生活保護を受給している母子世帯に限っても、48%とほぼ5割近くが就労している(平成10年度第52回被保護者全国一斉調査結果報告書)。

けれども、前の節で見たように、就労率が高いにもかかわらず、所得の面ではとても低く、そのため不利を被っている。その背景のひとつとして、男女の賃金格差の問題がある。男女間の賃金格差(男性100.0として算出)は、平成12年では、きまって支給する現金給与額で63.5、所定内給与額で65.5となっている(平成13年度働く女性の実情)。男女共同参画社会が進められているにもかかわらず、男女の格差は依然として存在していることが伺われる。

このような状況の背景を湯澤は次のように説明している。一人親家族は同居する大人が他にいない限り、養育と就労の両立を一人で図ることが基本となる生活形態にあるために、就労できる時間には制約が大きい。このことは、就労形態・就労先を限定し、結果として、不安定就労による勤労所得の差を招く。母子家族においては男女の賃金格差が根底にあるためにより一層の低収入になっている。さらに健康的被害もあげられる。つまり、ひとり親家族は、就労と養育の両立や社会的な差別・偏見などの中で疲労の蓄積も多く、また健康を害しても働き続けることで健康をいっそう損ねていくという悪循環もみられ、そのことが就労に影響を及ぼすという構図もみられるのである(湯澤1998)。

母子世帯の就労問題を考えてみると、母子世帯にとって安定した生活していけるだけの収入を得られる仕事に就くことが、自立として考えられるにもかかわらず、そのような実態にはなっていない。また、母子世帯ゆえの差別や制約によって、より一層仕事に就くことが難しくなっている。そして、個々人の母子世帯以前の職業経験・資格などによって、母子世帯になったときに就ける仕事が変わってくる場合もある。その際、資格の必要な仕事に就職を希望する場合、低額もしくは無料で資格を取得し、就職への橋渡しやアフタフォローへと結びつけるようなシステムが必要であろう。母子世帯の職歴や、その母親の年齢、子どもの年齢や人数(保育の充実が重要であるが)に関わりなく、母子世帯の母親が就職したい安定した仕事に就けるようなシステム作りが必要なのではないだろうか。それによって、母子世帯の子どものもっている将来の希望がかなえられたり、その母子世帯自体が落ち着いて生活でき、将来もある程度の年金をもらって生活できるようになるだろう。その場限りの就労支援(転職支援)ではなく、母子世帯全体や各家庭のライフステージを見据えた上での就労システムを検討していかなければならない。そのためには今の(既存の)就労支援のシステムや雇用問題、賃金格差をその方向に変えていかなければならないだろう。

(3) 子どもの抱える問題—教育をめぐる

ここでは、母子世帯の子どもを取り巻く問題について考察する。先にも述べたように、母子世帯の多くが、低所得や貧困な状況(やその周辺)の中で生活している。こうしたことから、ここでは、子ども時代の貧困、貧困・低所得家庭の子どもについて検討を行う。

子ども時代の貧困、児童貧困の問題は、欧米では以前からそのような問題について議論されている。その理由としては、Luptonは次のように説明している。子ども時代の貧困は、現在

営まれている子どもの生活に即座に影響を与えるだけでなく、今後の生活における社会的排除の原因となるために、社会的排除において重要性を持っている。加えて、親の状況は、様々な方法（労働市場への参加など）で子どもに影響を与える（Lupton 2002）。Rowlingson によれば、貧困は、消費に参加する子どもの能力を減少させ、参加からの必然的な排除は、現代社会の重大な側面である。したがって、しばしば子ども貧困の問題は、子ども一人一人に影響を与えるものとして見られるが、社会の長期的な展望（将来）と関連する問題でもある。そのため、子ども貧困の結果は、私たち全員に関ってくるのである（Rowlingson 2001）。

けれども、日本において、児童福祉の領域では、児童貧困や貧困・低所得家庭の子どもが抱える問題は、あまり取り上げられることはない。そうであるからといって、日本において、児童貧困や、貧困・低所得家庭の子どもの問題が存在しないわけではない。貧困を背景に今日の教育問題が起こっているにもかかわらず、そのことへの着目がなされていないように思われる。たとえば、学校生活では、その子どもの着ている服装、持っている文房具、習い事、住宅（子ども同士が自宅で遊びに行く場合）などによって、それとなしにその家庭の生活レベル・所得レベルが明らかになり、そのような持ち物の違いが、いじめやからかいのきっかけになることもありうる。そのような要因が背景にある可能性があるにもかかわらず、単に「いじめ」や「不登校」の問題として議論されることが多いなどのようにである。

ここでは、子ども達が多く時間を学校で過ごし、教育という場が子どもの生活や支援の中心となっていることから、教育の問題を中心に検討する。そして、貧困・低所得家庭の子どもの教育の問題と関連して議論されている世代的再生産の問題についても触れていくことにする。

欧米においては、教育や貧困の再生産について議論が行われてきた。例えば、神原は、サミュエル・ポールズ、バーンステイン、ブルデューらの再生産の研究を簡単にレビューし、その課題などを指摘している。いずれの論者たちも、家族の社会化によって、親から子どもへと階級文化が再生産されるとし、階級文化の再生産に家族の果たす役割の重要性を指摘している。けれども神原が見た限りでは、家族での社会化過程について、親の子育て観や子育て方法に焦点をあてた十分な議論を見出すことができないと課題を述べている（神原 2000）。

日本における貧困・低所得に関係する子ども達の教育についての研究としては、被差別部落の子ども達についての教育の不平等・学力の不平等の問題として研究がある（鍋島 2003、神原 2000、原田 2003）。また、両親の学歴から（階層として用いて）、親の学歴が子どもの学歴を左右することを導き出している、教育と階層性に関する研究がある（荻谷 2002）。これらの研究では、被差別地区と地区外の（主に学力）格差が継承されることや、学歴が継承されることに焦点を当てて、世代的再生産を検討している。加えて、現在進められている「ゆとり教育」に対して比較的批判的な意見を述べている。

被差別部落の地区の子ども達の研究については、今回の研究にストレートに関連するものではないが、貧困・低所得や低学歴の面で関連する部分もあること、また教育場面における世代的再生産を検討している点で、参考になると考えた。そこで、ここでは、被差別部落の地区の教育についての先行研究を参照してみる。

被差別部落の地区の子どもについての研究は、1980年代半ばから、日本の同和教育調査として積み上げられた。鍋島は、親が高学歴の子どもは高学歴に、低学歴の子どもは低学歴になる実態があり、このような結果における不平等の要因を実証的に研究している。そして、今日

における貧富の差は「持てる者と持たざる者」の違いではなく、階層というものを「学校」という鏡に映して見たときに、今日における階層性とは、階層的な不平等が消費生活における平準化によって覆い隠され、さらにその消費行動が階層関係を再生産する「物的な豊かさのなかの文化的な貧しさ」であると述べている。そして人々は消費という行動を通じて、いわば「三重の搾取（トリプル・エクスプロテーション）」¹に晒されていることを明らかにしている。結論として、保護者の学歴が低い家庭ほど、短期的な人生設計に追い込まれやすく、長期的な人生設計に基づく学習への意欲や進学への動機を子どもたちがつかみにくい環境になっていることが、進路の階層差の主要な要因であると述べている（鍋島 2003）。

このような現状に対して、好況比べて不況時の方が低所得家庭への経済的・心理的負担は大きく、教育における階層格差を生み出す諸要因はより強く作用すると指摘し、貸付ではない質的にも量的にもまともな奨学金制度の必要性や、教育の受益者負担と経済的困難層支援のバランスをとる必要性、（家庭に依存しない学力保障のために）個別ニーズに応じた補習学習の開発の必要性を指摘している（鍋島 2003）。

けれども、このような実態があるにもかかわらず、学歴や階層性の問題はほとんど明らかにされてこなかったし、触れられてこなかった。その理由として神原は次のように指摘している。日本の教育界では、家庭的背景、とりわけ親の職業や学歴に目を向けることはタブー視する傾向が依然として強い（原田 2003）と述べている。苅谷も、社会政策上極めて重要であり、しかもアメリカやイギリス²など他の国の同種の調査であれば当然含まれるこうした質問項目が文部省調査には含まれず、行政が行う調査では家庭的な背景の影響について調べるのが一種のタブーになっているのではないかと指摘している（苅谷 2002）。原田は、例えば学力テストを実施していても、同和問題の解決を目的とした学力調査を例外として（その場合も地区・地区外間比較が中心であり親の職業・学歴などは調べないことが多い）、社会集団別・社会階層別の結果は出さないのが普通であると述べている。その理由としては、個々の児童生徒の保護者に関する情報は、プライバシー擁護（人権侵害の防止）の観点から公開を認めることができないということがある。けれども、社会の階層化が教育や学力に与える影響を正視することなしには、学力格差を乗り越えるための取り組みが始まらないことも確かであると指摘している（原田 2003）。

被差別部落であれ、そうでない場合であれ、日本での教育や低学歴は、その子どもの家庭の状況に左右される側面が大きい。親の所得や職業がタブーとされている中で、家庭の背景に子どもの教育、さらには子どもの将来が左右されていることはあまり明らかにされていない。まず、子どもの教育が家庭の状況（特に所得の状況）によって左右されており、例えば家庭の状況によって大学にいけるかどうか、行きたいかということが決まってくるということが少なくないことを明らかにしていく必要がある。家庭環境に左右されない（低所得世帯や不利を抱えた世帯の子どもが利用しやすい）奨学金や補習授業の保障が、階層間の学力格差や学歴格差を解消するための近道であることは間違いない。

けれども、その一方で高校の定時制や大学の二部の廃止や改変が次々に進められている。今回の調査の聞き取りでも明らかになっているように、定時制は、学費が安く、就労して自分で学費を稼ぎながら学校に通うことができるという重要な場であった。またそれほど学力がなくても入学できたり、いろいろな問題を抱えた子ども達の受け皿になっている。そのような場は、家庭の背景や学力の問題を乗り越えることができる場であった。けれども、そのような役割を

重要視せずに、簡単に定時制を廃止すれば（単位制にすることによって偏差値が上がることも含めて）、ここで述べたような格差はさらに拡大する恐れがあり、そのような人々の選択肢や将来の選択肢が狭められる可能性がある。

つまり、親が低所得であるために、子どもの現在の選択肢や将来の選択肢が狭まれる社会というのは異質な存在を許容しない社会になる危険性はないだろうか。子どもが好きな活動（習い事など）に参加したり、様々なほかの境遇の子ども達と交流したり、様々な職業や仕事について学べるような機会を提供した上で、子ども自身が自分の将来を決めてそれに向かって進める社会が必要なのではないか。それに向かって大人がそのようなシステムを作り上げていく、変更していくことが必要なのではないだろうか。ただでさえ、（一般の）多くの子ども達が、就職難や不登校など厳しい問題に直面しているなかで、低所得家庭や母子家庭の子ども達の生活保障・将来の生活をどのように支えていかなければならないのか、しっかりと検討し整備していくことが重要である。

（４）母子世帯と家族問題

また、このレベルでのインフォーマルな支え手として、家族があげられる。近年ある程度介護が社会化されたと言っても、家族が第一の介護の担い手であるとする視点は根強く、現在では、家族や地域からの援助を受けられなければ排除されていると考えられる。配偶者等から暴力を受け必要とされる援助を受けられない、虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の問題も含まれる。特に、母子世帯では、虐待や（夫がお金をくれないということを含めて）DVの問題が関わってくる場合も少なくないが、ここではより社会的排除の状況や母子世帯を取り巻く社会保障・社会福祉の問題状況を明らかにするためにフォーマルなネットに重点をおくため、インフォーマルなネットの部分については、家族問題や家族福祉の研究成果に任せる。

3. 社会福祉・社会保障制度レベルでの排除

社会保障制度は失業保険や年金を通して所得を保障し、社会福祉制度は福祉サービスを通してケアの必要な人にケアを行っている。また、インフォーマルであるが、地域のボランティアがケアなどのサポートを行っている。けれども、社会保障や社会福祉制度がその人のニーズ（必要）を充足できない事態、例えば社会保険に加入していないために給付を受けられないとか、利用したい施設の定員に空きがないために利用できない場合などが起こりうる。

ここでの制度とは、主として社会保障・社会福祉制度のことである。社会的排除の議論では、しばしば制度的な側面から問題分析することが多い。特に社会保障・社会福祉制度は、市場の失敗を補う「ネット」としての役割を持っていると考えられる。そのため制度は、市場での失敗をある程度カバーするが、それでもなお支えきれなければ貧困へとつながっていく。社会保障・社会福祉制度でカバーされるのは、主に制度要件を満たした場合である。要件を満たした場合に、ケアの提供や利用者・家族への支援を通して生活を支える役割を持っている。また、手当を給付することによって、対象となる利用者の特別な支出への負担を軽減し、貧困への陥らないようにしている。

（１）母子世帯と社会保険

Millarによれば、（多くのかつて結婚していた女性が、別居したり離婚した場合に感じたよ

うに) 金銭的に他者に依存して生活することは、リスクを含んでいる。そのような女性は、現在の収入源を失う(ごく一部の女性が離婚後も養育費を受け取っているが)だけでなく、前の夫が持っている年金の受給資格に対する権利を失ってしまうのである(Millar 1997)。離婚によって、夫が持っていたその妻の医療・年金に関する諸権利がなくなり、離婚と同時に(急に)無権利に近い状況におかれてしまう場合がある。その場合、1から自分の社会保険の状況を確認し、保険料を支払わなければならない。その方法のひとつは、職場を通じて社会保険に加入することである。

けれども母子世帯の母親は、会社で社会保険に加入するような(常勤雇用のような)仕事に就いていない(就きにくい)場合があり、社会保険の面でも不利を負いやすい。また、(ひとりでの子育てや離婚によるストレスの影響もあってか)精神的な疾患を抱えていたり、出産・子育てによって仕事からはなれた場合には、職場の社会保険によりがたく、(条件的に不利な)国民保険・国民年金に加入せざるを得ない。労働市場や社会保障等産業化社会の多くのシステムは、構造的に賃金労働を中心にした労働男性を機軸に想定されている(田澤 2002)。男性労働者を中心にした雇用システム・社会保険システムの中で、女性、特に美母子家庭の母親は、所得、雇用、医療・疾患などのさまざまな場面で社会的に不利を被り、そのなかで(その影響もあり)様々なニーズを抱えている。

日本労働研究機構の行った「母子世帯の母への就業支援に関する調査」では、母子世帯の社会保険の加入状況について次のように明らかにしている。

被雇用者(正社員・正規職員、パート・アルバイト、嘱託・準社員・臨時職員、派遣社員)のうち雇用保険加入者の割合は66.3%であり、未加入者は26.6%である。就業形態別にみると、「正社員・正規職員」では85.4%、未加入者8.8%であり、「パート・アルバイト」では加入者39.8%、未加入者51.0%である(日本労働研究機構 2003)。雇用保険に加入していない、できないことは、失業手当や教育訓練給付などの様々な給付を受けられないということである。そのことは、雇用保険のネットから漏れることを意味している。具体的には、未加入者が失業した場合、(貯金やそのほかの収入が十分なければ)今日明日の生活に困ることになりうることを意味している。

医療保険については、健康保険組合に加入している者が52.4%、国民健康保険加入が41.2%である。有業者でも職場で健康保険に加入している者は6割に過ぎず、4割弱が国民健康保険に加入している。なかでもパート・アルバイトでは6割強が国民健康保険に加入している(日本労働研究機構 2003)。他制度に比べて国民健康保険の個人負担の重さや給付内容が少ないことが指摘されている。相野谷によれば、被保険者1世帯あたりの年間所得は当然低く、国保加入で186万、政管健保で236万、組合健保で376万である。これに対して保険料の負担率は、国保が8.2%、政管健保で6.1%、組合健保4.2%と組合健保に比べて2倍近い負担率がある(相野谷 2003)。その負担の重さが、母子世帯の家計をより一層苦しめたり、病院へ行くことをためらったりすることになれば、母子世帯の生活をより一層不安定なものにする。

年金については、厚生年金・共済年金に加入している者が52.3%、国民年金に加入している者が31.8%である。有業者の加入状況を見ると、6割が職場で厚生年金等に加入、3割弱が国民年金に加入している(日本労働研究機構 2003)。厚生年金・共済年金に比べて、国民年金のみでは年金額は少ない。今の加入状況が将来の年金額に反映されるようなシステムであるために、現在国民年金のみしか加入していないことが、将来の給付額の低さや低所得につながる

りうる。所得の面で将来への不安も抱えているだろう。

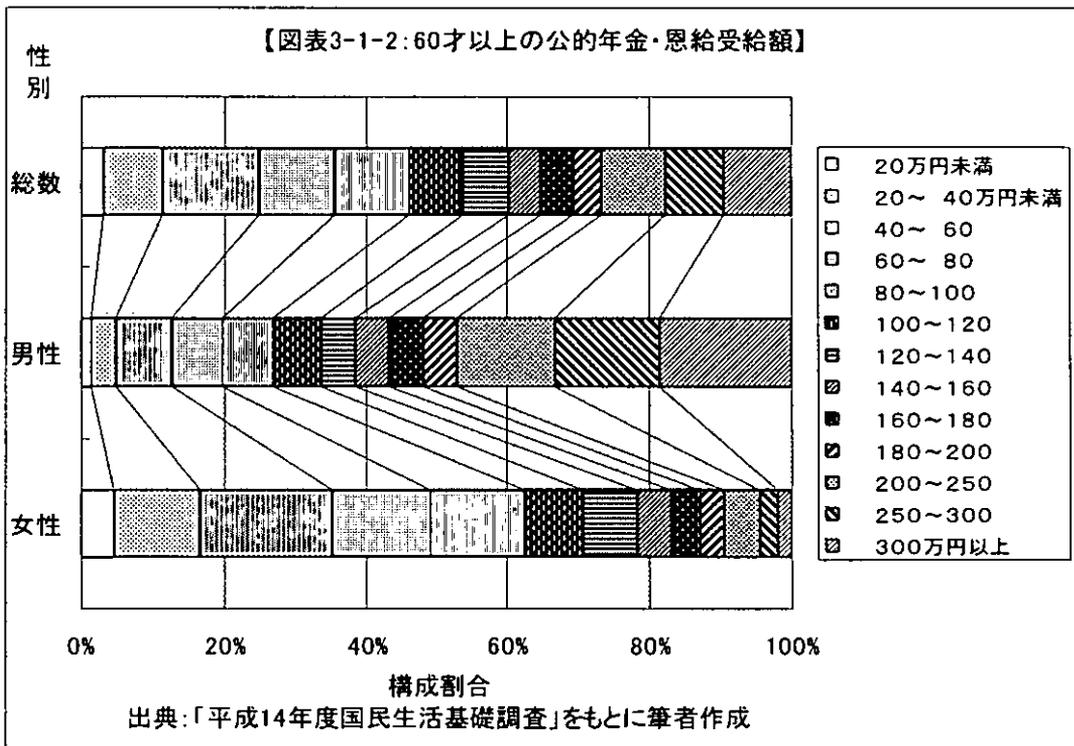
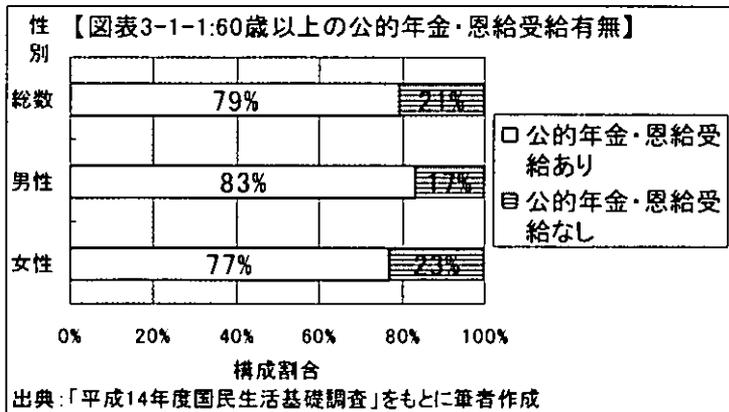
一般に、母子家庭に限らず、社会保険のシステムは（男性と比較して）女性にとって不利であり、その中で不利な生活を強いられてきた。唐鎌によると、女性の年金受給額分布は男性よりもさらに一層定額階層に偏っており、男性以上に制度上の不利を被っている。雇用の不安定性の影響を男性以上に被ってきたからであり、月額5万円未満の低すぎる国民年金層が女性の受給者全体の47%も存在していることと併せて、重視されなければならない問題であると指摘している（唐鎌 1998）。

実際、平成14年度国民生活基礎調査をもとに、60歳以上の男女の年金受給有無・年金額を試算してみると以下の図表3-1-1、図表3-1-2のようになる。男女平均・男性の平均と比較すると、女性で公的年金・恩給を受給していない人の割合は、高いことが明らかになる。そこから明らかなように受給の時点でも女性が相対的に不利を被っていることが伺える。年金や恩給している人々の受給額を見ていくと、その格差はより一層大きいものであることが明らかになってくる。年金・恩給を受給している女性の50%近くが、80万円以下しか受給していない。男性で80万円以下しか受給していない人の割合が、20%であるのことに比較すると、どれほど女性が貧困と隣りあわせの生活を強いられているのかが見えてくるだろう。

その上、わが国では、若い現役と同様に、あるいはそれ以上に、高齢期の生活水準は階層的分化が激しく現れ、恵まれた老後を送れる人とそうでない人の落差が激しいのである（唐鎌 1998）と指摘している。

母子世帯の母親の中には、パートやアルバイトの仕事についていることによって、雇用保険に未加入であったり、国民健康保険や国民年金という負担が多く給付の少ない制度に加入せざるを得ない人々もある。例えば、雇用保険未加入+国民健康保険+国民年金という状況は、負担も多く、給付も少なく、失業した場合も失業保険を受給できないため、社会保険の面で最も不安定（脆弱）であると考えざるを得ない。また国民年金で将来の生活を成り立たせる必要がある場合には、将来も引き続き不利を抱えざるを得ない構図がある。

その背景としては、女性や母子世帯の就労での差別や男女の賃金格差の問題、男性稼得者を中心とした世帯ベースの社会保険システムの問題が絡み合っているために、このような状況が生み出されていることがあげられるのではないだろうか。母子世帯の抱える社会保険における不利を改善するためには、社会保険の整った職場や生活に必要なだけの給料を稼ぐことができるような仕事につくことが必要であり、社会としてそのようなシステムを整えていく必要がある



(2) 母子世帯と手当

離別母子世帯のインフォーマルな所得保障としては、夫からの養育費があるが、平成10年度全国母子世帯等調査結果によれば、現在受けている世帯が20%、受けたことのある世帯が16.4%、受けたことのない世帯が60.1%となっている。多くの養育費を受けていない母子世帯やすべての母子世帯の所得保障にあたって、より一層母子世帯への手当制度が重要となってくる。

ひとり親世帯等への(特別な)手当制度としては、児童扶養手当がある。母子世帯数の増加に伴って、児童扶養手当の受給者数も増加している(次章の図表4-1-1参照)。その中で、平

成 14 年 8 月から児童扶養手当の所得制限が改定された。母と子ども 1 人の母子世帯を例にとると、所得の限度額は、収入が 130 万円（「所得」で 57 万円）未満の場合は、全部支給額（42,370 円）が支給され、収入が 130 万円以上で 365 万円未満（「所得」で、57 万円以上で 230 万円未満）の場合には、一部支給額が支給される。一部支給は、所得に応じて、42,360 円から 10,000 円までの 10 円きざみの額となった。

けれども、林によると、死別母子家族に支給される遺族年金に比較して児童扶養手当は半額かそれ以下であり、夫と死別した母と子に比べ、そうでない母と子にはその半分以下しか経済的に保障されない。また、未婚の母子家族には、児童扶養手当支給における基準所得には寡婦控除が認められていない。経済的な面で見ると、母子世帯になった理由により差別が生じている、すなわち、死別母子家族→生別母子家族→未婚母子家族の順に支援が希薄になっている（林 2002）。

社会保障や社会手当は、低所得の母子世帯にとって必要な所得を補う役割を持っていたし、低所得や雇用不安定性を下支えする役割を持っていると考えられる。けれども、母子世帯の増加に伴って、所得制限が改定されたことにより、受給額が減少した世帯が出てくる。低所得の母子世帯にとって、所得の額が少ない中での 1 万円、5 千円の削減の占めるパーセンテージは大きいのではないだろうか。逆に言えば、児童扶養手当があるからこそ、母子家庭の母親の賃金が低いままにとどまってきたという反論もあるかもしれない。けれども、このようなデフレ状況の中では収入減や解雇の問題に直面していることが少なくない。児童扶養手当の支給額が減少したからといって、その分の賃金が上乘せされるような状況であるとは言いがたい。

また母子世帯間の格差というが児童扶養手当との関連で議論されているが、（過去の出来事である）母子世帯になった時の理由によって、現在の生活や将来の生活がこれほど左右されるのはどうなのだろうか。母子世帯間の格差についても議論していく必要があるのではないだろうか。

（3）母子世帯と地域

また、このレベルでのインフォーマルな支え手として「地域」がある。地域は、昔から住民間の相互扶助が行われてきた。その意味で「地域」は伝統的なシステムであるが、現在では、ボランティア活動などを通して地域住民が地域の福祉問題に取り組むが求められている。また家族以外からの援助が必要になった時に、その地域に住む人々が援助することが期待されている。けれども、その地域とつながりを作るのが苦手だったり、つまずいたりした場合などに、地域から排除される可能性がある。具体的な問題としては、地域のネットワークからの排除である「社会的孤立」の問題が挙げられる。「社会的孤立」は、客観的・主観的な側面の両側面において捉えることが出来る。けれどもいずれの側面でも親族・地域ネットワークとの関係やそこでの解決に焦点を当てている。地域から排除されることで、地域の人からのちょっとした援助や生活情報を得たり、相談することが難しくなり、より本人を抱えている問題状況に追い詰め、問題を深刻化させる可能性がある。

加えて、インフォーマルな支え手としての地域だけでなく、地域からの排除の今日的意味としての地域福祉政策の展開は、住民としての存在証明がない場合にすべての地域福祉政策から排除されるというフォーマルな問題を含んでいる。

母子世帯にとって、母子世帯の母親の両親・親族の支援が限られていたり、必要な量に達し